

名 称		下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡大熊町大字下野上字大野、鮎沢、原 及び大字熊字旭台 双葉郡大熊町大字下野上字大野、鮎沢、原、 <u>金谷平、清水</u> 及び大字熊字旭台					
面 積		約 4 2. 5 ha 約 4 2. 8 ha					
位置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設	約 1 5. 0 ha 約 1 6. 1 ha	備 考	交流施設、産業、研究、業務施設等を配置する。			
	特定公益的・住宅施設	約 7. 6 ha 約 6. 9 ha		交流施設、住宅等を配置する。			
	特定 公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅員	延長	備 考
			区画道路	—	18~6 m	約 11, 595m 約 11, 352m	
		地区に隣接する町道西 4 9 号線及び町道西 2 0 号線並びに都市計画道路大谷地鈴内線を主要な動線とし、区画道路（18m~6m）及び歩行者専用道路を配置する。					
		公園及び緑地	公園を適宜設置する。				
その他の公共施設		下水道 ①雨水：調節池を経由して既設排水路へ放流する ②汚水：公共下水道により処理し熊川へ放流する。 調節池 約 3. 0ha 上水道 双葉地方水道企業団により供給する その他 一部、電線類の地中化等を行う					
小 計	約 1 9. 9 ha 約 1 9. 8 ha						
		住宅施設 (戸建住宅に限る)	住宅施設 (戸建住宅を除く)	左記以外の施設			
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		1 0 m	—	—			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		200/100 以下	200/100 以下	200/100 以下			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60/100 以下	60/100 以下	60/100 以下、 又は 80/100 以下			

都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備考
令和2年6月2日	当初決定	大熊町	大熊町告示第28号
令和3年7月30日	第1回変更	大熊町	大熊町告示第32号
令和4年10月12日	第2回変更	大熊町	大熊町告示第44号